

藤島地域義務教育学校 開校準備委員会 第 1 回会議

令和8年6月30日(火) 午後6時30分～
藤島庁舎 3 階 大会議室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
鶴岡市教育長
3. 委員長・副委員長の選出について
委員長
副委員長
4. 藤島地域義務教育学校開校準備委員会の設置について
設置の趣旨、これまでの経過、整備基本構想
資料 1、資料 2、資料 3
5. 説明・協議
 - (1) 検討部会の設置及び検討事項について 資料 4
 - (2) 今後のスケジュールについて 資料 5
 - (3) 校名選定に向けた検討方針について 資料 6

<ご意見をいただきたいポイント>

魅力ある学校づくりに向けて、開校準備委員会や検討部会で協議すべき事項・大切にしたい思いについて、以下の視点を中心に、委員の皆さまから幅広くご意見やご提案をいただけますと幸いです。

 - ① 子どもたちが安心して通学できる学校づくりについて
 - ② 地域の歴史や特色を継承し、教育活動に活かす学校づくりについて
 - ③ 地域から広く納得いただける校名選定の基準について
6. その他
 - (1) 総務部会開催予定時期：7 月下旬
 - (2) PTA 関係部会開催予定時期：秋頃
 - (3) 第 2 回開校準備委員会開催予定時期：11 月上旬
7. 閉会

○資料一覧

- 1 次第（裏面 資料一覧）
- 2 義務教育学校開校準備委員会委員名簿（裏面 座席表）
- 3 資料
 - 資料1 藤島地域義務教育学校 開校準備委員会 概要
 - 資料2 藤島地域義務教育学校設置に係る検討経過
 - 資料3 藤島地域義務教育学校整備基本構想（概要）
 - 資料4 検討部会の設置及び検討事項について
 - 資料5 今後のスケジュールについて
 - 資料6 校名選定に向けた検討方針について
 - 参考資料 藤島地域義務教育学校開校準備委員会設置要綱

藤島地域義務教育学校開校準備委員会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考
自治振興会	1 齋藤 昭彦	藤島地区自治振興会長	
	2 沓澤 実	東栄地区自治振興会長	
	3 高橋 俊一	長沼地区自治振興会長	
	4 鈴木 榮作	八栄島地区自治振興会長	
	5 近藤 直志	渡前地区自治振興会長	
町内会長会	6 太田 幸治	藤島地区町内会長会長	
	7 渋谷 明	東栄地区町内会長会長	
	8 大沼 恒司	長沼地区町内会長会長	
	9 石川 秀	八栄島地区町内会長会長	
	10 東海林 良哉	渡前地区町内会長会長	
学校長	11 五十嵐 章雄	藤島中学校 校長	
	12 渡邊 岳	藤島小学校 校長	
	13 前田 直人	東栄小学校 校長	
	14 高橋 義	渡前小学校 校長	
保護者	15 井上 夏	藤島中学校 PTA会長	
	16 伊藤 恵美	藤島中学校 PTA副会長	
	17 板垣 洸	藤島小学校 PTA会長	
	18 小鷹 優希	藤島小学校 PTA副会長	
	19 佐藤 巧也	東栄小学校 PTA会長	
	20 矢内 里加子	東栄小学校 PTA副会長	
	21 杉崎 礼馬	渡前小学校 PTA会長	
	22 高橋 幸樹	渡前小学校 PTA副会長	
	23 佐藤 貴洋	いなば幼稚園保護者会長	
	24 佐藤 佑	こりす保育園保護者会長	
	25 今野 光明	くりくり保育園保護者会長	

藤島地域義務教育学校開校準備委員会（第1回会議） 席次

伊藤 井上 齋藤 沓澤
恵美 夏 昭彦 実
委員 委員 委員 委員

	議長	
--	----	--

板垣 洸 委員
小鷹 優希 委員
佐藤 巧也 委員
矢内 里加子 委員
杉崎 礼馬 委員
高橋 幸樹 委員
佐藤 貴洋 委員
佐藤 佑 委員
前田 直人 委員
高橋 義 委員

高橋 俊一 委員
鈴木 榮作 委員
近藤 直志 委員
太田 幸治 委員
大沼 恒司 委員
石川 秀 委員
東海林 良哉 委員
五十嵐 章雄 委員
渡邊 岳 委員

--	--	--

大塚地域づくり推進課長
佐藤支所長
成澤教育長
白幡教育部長
石川管理課長
疋田教育施設長
在り方検討室長

--	--	--

成田地域づくり推進課副主幹
秋山学校教育課長
山中学校教育指導主幹
今野教育施設在り方検討室主査
阿部教育施設在り方検討室専門員

記者席

記者席

傍聴者席

入口

受付

1 設置の趣旨

本委員会は、藤島地域義務教育学校の開校に向けた諸課題の調整及び統合に関する協議を行うとともに、9年間を見通した円滑な教育課程の編成や、地域と連携した特色ある学校づくりについて検討を行うため設置するものです。各分野の代表者による多角的な見地からの意見を反映し、地域の歴史や伝統を継承しながら、特色ある新しい学校の実現を目指します。

2 委員構成

1. 自治会等の代表者：藤島地区、八栄島地区、長沼地区、東栄地区、渡前地区の自治振興会長
藤島地区、八栄島地区、長沼地区、東栄地区、渡前地区の町内会長会長
2. 教職員の代表者：藤島小、東栄小、渡前小、藤島中の校長
3. 保護者の代表者：藤島小、東栄小、渡前小、藤島中のPTAの代表 各2名
くりくり保育園、こりす保育園、いなば幼稚園の保護者会の代表

3 開校準備委員会における検討項目

- (1) 校名、校歌、校章等に関する事
- (2) 学校運営及び教育計画に関する事
- (3) 地域事業との関係、児童及び生徒の交流事業、児童及び生徒の心身のケア等に関する事
- (4) PTA組織の運営等に関する事
- (5) 通学路及び通学方法に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、開校に関し必要な事項に関する事

藤島地域義務教育学校設置に係る検討経過

第1回藤島地域義務教育学校開校準備委員会
令和8年6月30日 教育委員会管理課

資料2

令和4・5年度

教育振興会議

- ・現状と課題整理
- ・小中一貫教育先進事例の成果と課題知識取得
- ・施設老朽化、児童生徒数減等を踏まえ協議

- ・地区説明会 ・保護者説明会
- ・保護者アンケート（R5.7）

《協議結果》

「施設一体型義務教育学校」の整備を提言

令和6年度

整備検討委員会

第1回 整備検討委員会（8/1）

- ①経過説明 ②意見交換

- ・第1回小学校区懇談会

藤島（8/24）東栄（8/28）渡前（9/6）

- ①経過説明 ②小中一貫教育・一貫校説明
- ③住民意向とりまとめの依頼

- ・第2回小学校区懇談会

藤島（9/26）渡前（9/28）

- ・明倫学園視察（10/8）東栄（渡前3名同行）

- ・明倫学園・萩野学園視察（10/10）教育委員

第2回 整備検討委員会（10/11）

- ①中間報告 ②意見交換

- ・第3回小学校区懇談会 渡前（10/12）

- ・第2回小学校区懇談会 東栄（10/16）

第3回 整備検討委員会（11/14）

- ①報告書内容協議

《協議結果》

整備検討委員会として施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の整備に賛成

12月定例教育委員会にて義務教育学校の設置に関する方針議決

設立準備委員会

令和7年度

【設立準備委員会】

第1回 設立準備委員会（7/18）

- ①整備基本構想（案）の概要について
- ②小学校早期統合の検討について

第2回 設立準備委員会（11/20）

- ①藤島地域義務教育学校の開校時期について
- ②整備基本構想（案）について

第3回 設立準備委員会（1/22）

- ①藤島地域義務教育学校の開校時期について
- ②整備基本構想（案）について

【説明会等】

- ・保護者説明会

藤島（9/24）東栄（9/25）渡前（9/30）

- ・アンケート9/24～10/9

- ・地域説明会

渡前（10/28）東栄（10/29）藤島（11/4）

- ・子どもワークショップ（11/16）

12月定例教育委員会（12/17）

義務教育学校の開校時期を「令和11年4月1日」と議決

＜義務教育学校基本構想策定に関する手続き＞

- ・総合教育会議（1/29）

基本構想（案）について協議・意見交換

- ・基本構想に関する地域説明会（2/9）

地域住民からの意見聴取

- ・パブリックコメントの実施（2/18～3/19）

基本構想（案）に対する意見公募

3月定例教育委員会（3/25）

「藤島地域義務教育学校基本構想」を議決

藤島地域義務教育学校 基本構想の位置づけと事業スケジュール

◎ 基本構想の位置づけ

- ・ 義務教育学校設立・建設に向けた構想として策定
- ・ 今後の基本計画(施設整備計画等)・基本設計の指針
- ・ 教育内容・施設整備の基本的な考え方を整理し、地域の教育の方向性を具体化するもの

👥 設立準備委員会での説明状況

- R7.7.18** 第1回会議:現状と課題、義務教育学校概要を説明
- R7.11.20** 第2回会議:施設整備の項目について頭出し
- R8.1.22** 第3回会議:施設整備計画の詳細について説明

事業スケジュール(概要)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
工事	基本構想	基本計画 基本設計	実施設計・建設工事(校舎竣工R13年度)					校舎供用開始(R14年度)		
								外構・グラウンド工事、 旧校舎解体工事		
学校	藤島小			義務教育学校開校 ・現藤島小中校舎を使用 ・9年間の教育課程スタート				新校舎へ引越し ・施設一体型での教育		
	東栄小									
	渡前小									
	藤島中									

藤島地域の小中学校の現状と義務教育学校の概要

！ 地域の現状・課題

児童生徒数の減少

少子化の進行により、児童生徒数が年々減少傾向

- ・ 少人数・複式学級の発生による教育環境への影響
- ・ 集団活動や部活動の規模縮小

🏠 校舎の老朽化

既存校舎は建設から長期間が経過し、老朽化が進行

藤島中
築**57年**(S43)

藤島小
築**49年**(S51)

東栄小
築**41年**(S59)

渡前小
築**37年**(S63)

📍 統合対象校

以下の4校を統合し、新たな学校を設置

藤島小 東栄小 渡前小 藤島中

🏫 義務教育学校の概要

▲ 施設一体型義務教育学校

9年間を見通した系統的な教育課程で、「4-3-2」のブロック制の導入を検討

前期(1-4年)

中期(5-7年)

後期(8-9年)

学級担任制

一部教科担任制

教科担任制

👥 開校時の規模見込み(R11年度)

490名
全校児童生徒数

17学級
通常学級数

約39名
教職員数

※特別支援学級も設置予定

★ 期待される教育効果

- ・ 小中ギャップの軽減
: 段差の滑らかな接続
- ・ 確かな学力・豊かな心の育成
: 異学年交流や教科担任制の早期導入
- ・ 地域連携・幼保小連携
: 伝統・農業体験、幼児との交流促進

義務教育学校における施設整備の基本的な考え方



1. 9年一貫の学びを支える学習環境

- ・ 発達段階に応じ、個別最適な学びと協働的な学びを柔軟に組み合わせられる構成
- ・ 図書・ラーニングコモンズ※1を学びの中心に配置



2. 異学年交流と多様な連携を促す空間構成

- ・ 異学年が自然に交わる動線と交流空間を配置
- ・ 教職員間の連携と情報共有が進む配置



3. 安全・安心で快適な学校づくり

- ・ 耐震性能確保と多雪への配慮、バリアフリー・UD※2の徹底
- ・ 防犯に配慮するとともに、適切な空調・換気環境を確保



4. 地域とともにある学校(開放とセキュリティの両立)

- ・ 地域住民との交流スペースの整備
- ・ 地域の防災拠点としての避難所機能を確保



5. ICTと多様な学びに対応する学習基盤

- ・ 校内ネットワーク、無線LAN、電源・提示環境※3の整備
- ・ 図書資料とICT機器を組み合わせ活用できる環境づくり



6. 環境に配慮した持続可能な施設整備

- ・ 省エネルギー化とZEB※4(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の視点
- ・ 断熱・自然採光・高効率設備等で環境負荷と運用コストを抑制



7. 将来変化への対応

- ・ 将来の児童生徒数の増減や教育活動の変化に対応できるよう、教室や共用スペースを用途に応じて柔軟に使い分けられる施設計画
- ・ 日常の授業から特別活動、地域利用まで幅広く活用できる環境の整備



8. 学童機能の一体整備

- ・ 放課後児童クラブ(学童)を校舎と一体的に計画し、子育て支援を強化

※1 ラーニングコモンズ:図書やICT機器を活用し、調べ学習や話し合い、発表などを行うことができる、多様な学びに対応した学習スペース。

※2 UD(ユニバーサルデザイン):年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるよう配慮した設計の考え方。

※3 提示環境:電子黒板や大型モニター、プロジェクター等により、教材や資料、児童生徒の成果物などを分かりやすく共有・提示できる環境。

※4 ZEB:建物で使用する年間の一次エネルギー消費量を、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、実質的にゼロにすることを目指した建物の考え方。



校舎建設予定地 鶴岡市立藤島中学校グラウンド

※屋外プールは現行の施設を活用 ※周辺諸施設との一体的な検討

1 検討部会の委員構成

1. 総務部会 計16名

- ▶ 藤島地区、八栄島地区、長沼地区、東栄地区、渡前地区の自治振興会長
- ▶ くりくり保育園、こりす保育園、いなば幼稚園の保護者会の代表
- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中のPTAの代表 各1名
- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中の代表

2. 学校部会 計12名

- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中の校長
- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中の教頭
- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中の教務

3. PTA関係部会 計16名

- ▶ 藤島地区、八栄島地区、長沼地区、東栄地区（※）、渡前地区の町内会長会長
- ▶ 藤島小、東栄小、渡前小、藤島中のPTAの代表 各2名
- ▶ 藤島小、東栄小（※）、渡前小の同窓会の代表
- ▶ 体育文化振興会の代表

※ 兼務

2 検討部会における検討項目

1. 総務部会

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・校名、校歌、校章に関する事 | ・地域事業の調整に関する事 |
| ・制服、運動着、履物に関する事 | ・放課後子ども教室に関する事 |
| ・スクールバスに関する事 | ・跡地利用に関する事 |
| ・通学に関する事 | ・その他統合に必要な事項 |

2. 学校部会

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・教育内容に関する事 | ・配慮事項に関する事 |
| ・教材・備品等に関する事 | ・登下校に関する事 |
| ・学校行事に関する事 | ・部活動に関する事 |
| ・特色ある教育活動に関する事 | ・学校運営協議会に関する事 |
| ・教材、図書、備品、帳簿類の引継ぎに関する事 | ・その他統合に必要な事項 |

3. PTA関係部会

- | | |
|----------------|--------------|
| ・PTA組織の運営に関する事 | ・同窓会に関する事 |
| ・体育文化振興会に関する事 | ・その他統合に必要な事項 |

3 開校準備委員会委員構成と検討部会委員構成

区分	組 織	開校準備委員会	総務部会	学校部会	PTA部会
町内自治振興会・ 町内会長会	藤島地区	自治振興会長 町内会長会長	自治振興会長		町内会長会長
	八栄島地区	自治振興会長 町内会長会長	自治振興会長		町内会長会長
	長沼地区	自治振興会長 町内会長会長	自治振興会長		町内会長会長
	東栄地区	自治振興会長 町内会長会長	自治振興会長		町内会長会長
	渡前地区	自治振興会長 町内会長会長	自治振興会長		町内会長会長
学校教員	藤島中学校	校長	校長	校長・教頭・教務	
	藤島小学校	校長	校長	校長・教頭・教務	
	東栄小学校	校長	校長	校長・教頭・教務	
	渡前小学校	校長	校長	校長・教頭・教務	
保護者	藤島中学校PTA	代表①・代表②	代表①		代表①・代表②
	藤島小学校PTA	代表①・代表②	代表①		代表①・代表②
	東栄小学校PTA	代表①・代表②	代表①		代表①・代表②
	渡前小学校PTA	代表①・代表②	代表①		代表①・代表②
	いなば幼稚園保護者会	代表	代表		
	こりす保育園保護者会	代表	代表		
	くりくり保育園保護者会	代表	代表		
同窓会等	各小学校同窓会				藤小・東栄小・渡前小
	体育文化振興会				代表

今後のスケジュールについて

開校準備委員会・検討部会の開校までのスケジュール計画

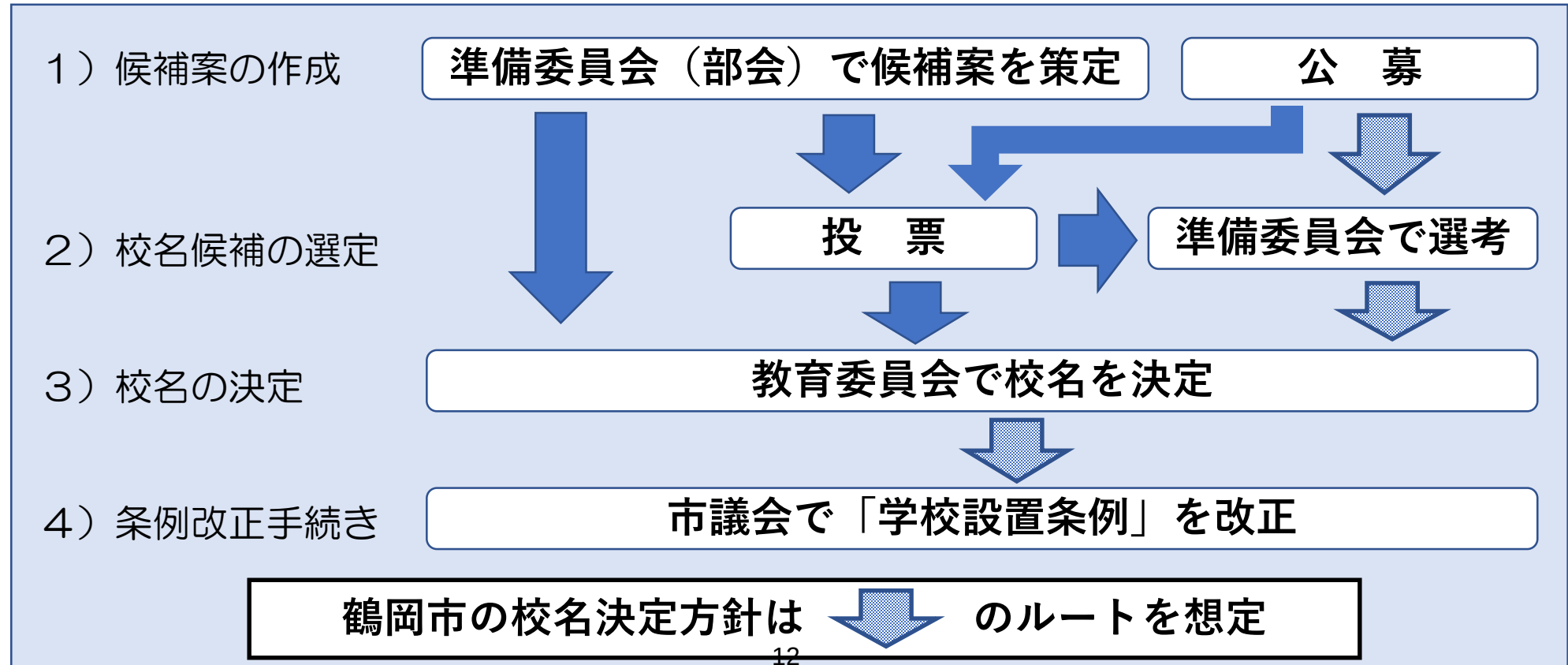
No	部会名	検討項目	令和8年度												令和9年度												令和10年度												令和11年度					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	開校準備委員会	・検討すべき事項の内容及びスケジュールの策定に関すること ・各検討部会で協議された事項の審議及び決定に関すること ・推進計画の策定に関すること ・広報活動に関すること			★第1回					★第2回			★第3回				★第4回					★第5回			★第6回					★第7回				★第8回				★第9回						
2	総務部会	1.校名・校歌・校章に関すること	校名			校名候補選定						校名決定																																
			校章			選定方法の検討									デザイン選定・決定						業者選定・発注																							
			校歌			選定方法の検討									作成方法決定、作詞・作曲家の決定・依頼						作成						披露・練習																	
		2.制服・運動着・履物に関すること			方針の検討									選定方法の検討	制服・運動着・履物の選定				納入業者の決定				注文・納品																					
		3.スクールバスに関すること			運行体制の検討									運行基準の検討、運行ルート・ダイヤ・乗降場所の調整						業務委託契約																								
		4.通学に関すること			通学体制の検討									通学ルートの確認、登下校の交通指導・危険個所の確認																														
		5.地域事業の調整に関すること												地域事業の整理	取組方法、児童・生徒・保護者の関わり方、自治会等の経費負担の在り方の整理																													
		6.放課後子ども教室に関すること												事業の整理	地域の関わり方、事業の在り方の整理																													
		7.跡地利用に関すること			検討体制の構築、利活用及び跡地利用の検討																																							
8.その他統合に必要な事項 （開校記念事業）																																												
3	学校部会	1.学校運営に関すること			1 学校運営																																							
		2.特色ある教育活動に関すること			2 特色ある教育活動																																							
		3.教育課程に関すること																																										
		4.学校行事に関すること																																										
		5.学習指導に関すること																																										
		6.生徒指導に関すること																																										
7.健康指導に関すること																																												
8.学校研究に関すること																																												
9.管理に関すること																																												
10.登下校に関すること																																												
11.地域との連携に関すること																																												
12.幼保小連携に関すること																																												
13.教材、図書、備品、帳簿類の引継ぎに関すること																																												
14.合同学習・交流事業・配慮事項に関すること																																												
15.その他統合に必要な事項																																												
4	PTA部会	1.PTA組織の運営に関すること											在り方の協議				PTA行事（事業計画）の検討						規約・会費の検討、保護者説明																					
		2.体育文化振興会に関すること											在り方の協議				事業内容の検討						規約・会費の検討、地域説明																					
		3.同窓会に関すること											在り方の協議				事業内容の検討						規約・会費の検討、地域説明																					
		4.その他統合に必要な事項																																										

開校

「校名」は、新しい学び舎の象徴であり、校歌や校章など各種調整事項におけるすべての基盤となります。また、制服や運動着に至るまで、校名を軸とした一貫性のあるコンセプトを構築することは、学校の特色を確立する上で不可欠な要素といえます。

本委員会では、円滑な学校運営の礎を築くため、校名の検討・決定を開校準備の最優先事項と位置づけ、協議を行うものとします。

1 校名選定方法のイメージ



2 公募に係るプロセス

1) 校名案の公募

校名案とその由来・想いを募集

【対象者（案）】 藤島地域住民、藤島地域の小中学校児童・生徒・保護者・卒業生

2) 専門的検討（総務部会）

- ▶ 寄せられた応募案を事務局が整理・分析し、総務部会にて選定基準に基づき精査・絞り込みを行う
- ▶ 応募された「地域の想い」や「未来への願い」を分析し選定の根拠として活用

3) 最終決定（開校準備委員会・教育委員会）

【開校準備委員会】 総務部会からの報告に基づき校名案を決定し教育委員会へ提案
※校名案を1つに絞るか複数案を提案するか検討

【教育委員会】 準備委員会からの提案内容を教育委員会定例会にて審議・決定

4) 法的手続き（市議会）

「学校設置条例の一部改正案」を市議会へ提出し議決を経て正式決定

開校準備委員会での検討事項

- ①募集対象者の範囲 ②校名の考え方 ③教育委員会への候補案提出数（提案数）

3 公募する校名の考え方

1) 校名の構成

校名は、「〇〇学園」、「〇〇義務教育学校」のように前段の「〇〇」という個別名称と、「学園」や「義務教育学校」といった学校の種類や形態などを表す種別名称で構成されます。

2) 全国的な傾向

カテゴリー	学校数	構成比
1. 〇〇学園（「学園」のみ）	94校	45.4%
2. 〇〇小中学校	41校	19.8%
3. 〇〇義務教育学校（「義務教育学校」のみ）	28校	13.5%
4. 〇〇学園義務教育学校（両方含む）	14校	6.8%
5. 義務教育学校〇〇学園	9校	4.4%
6. その他（「〇〇学舎」「〇〇館」「〇〇学校」）	21校	10.1%
合計	207校	100.0%

3) 県内の状況

市町村	校 名
新庄市	萩野学園
	明倫学園
戸沢村	戸沢学園

市町村	校 名	備 考
村山市	葉山学園	令和10年開校予定
酒田市	川南みらい学園	令和10年開校予定
朝日町	あさひ未来学園	令和11年開校予定

4) 校名募集の方法

種別名称：今後の学校整備の統一性を考慮し、教育委員会が設定します。

個別名称：児童・生徒をはじめ地域の方々から愛着を持っていただくとともに、地域全体で新しい学校づくりに参画いただく機運を高めるため公募を行います。

4 公募する校名

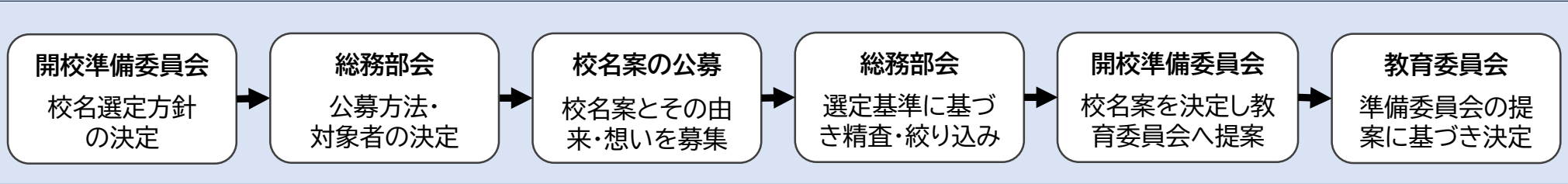
1. 名称 「鶴岡市立〇〇学園」

2. 「学園」を採用する理由

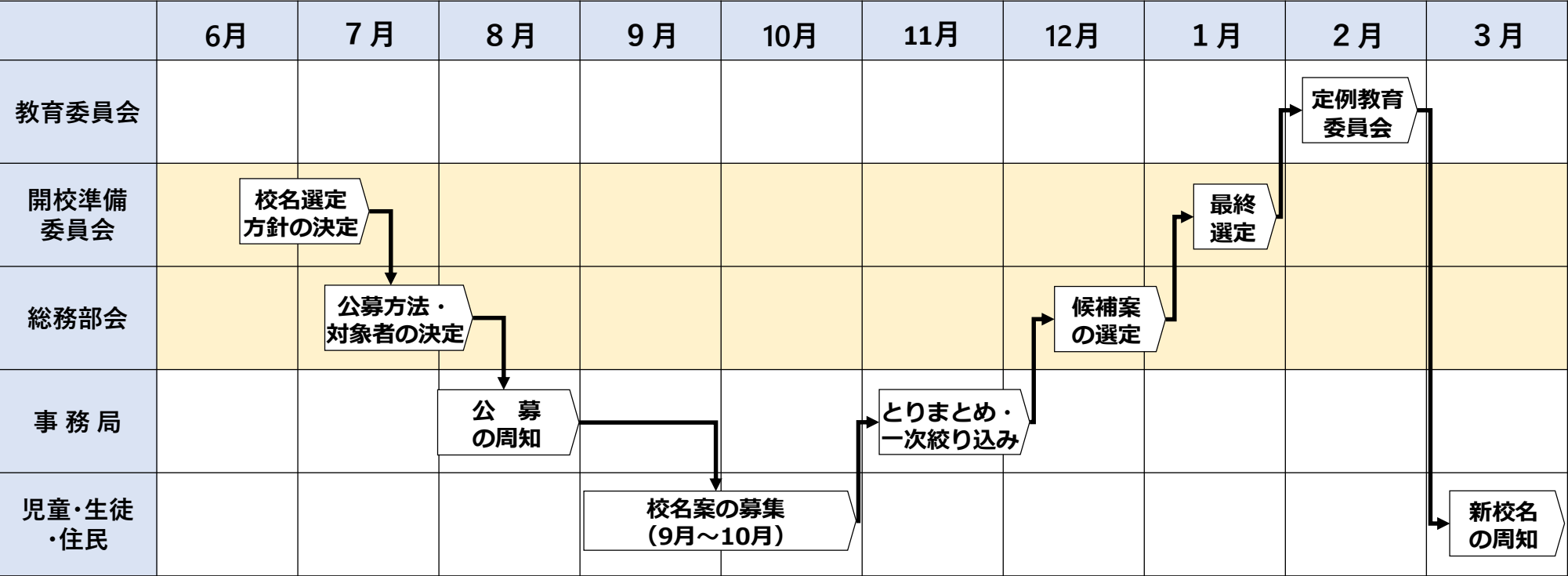
- 義務教育学校の校名として全国的に定着しており、分かりやすい名称であるため。
- 既存の小・中学校とは異なる制度の学校であることが直感的に伝わりやすく、名称として親しみやすさがあるため。

5 校名募集スケジュール

1 決定プロセス



2 スケジュール(予定)



藤島地域義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市教育委員会は、藤島地域に設置する義務教育学校について、開校に向けた準備を円滑に推進するため、藤島地域義務教育学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 校名、校歌、校章等に関する事
- (2) 学校運営及び教育計画に関する事
- (3) 地域事業との関係、児童及び生徒の交流事業、児童及び生徒の心身のケア等に関する事
- (4) P T A組織の運営等に関する事
- (5) 通学路及び通学方法に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、開校に関し必要な事項に関する事

(組織)

第3条 準備委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 藤島地域各地区自治振興会の代表者
- (2) 藤島地域各町内会長会の代表者
- (3) 藤島地域小・中学校の教職員の代表者
- (4) 藤島地域小・中学校の児童及び生徒の保護者の代表者
- (5) 藤島地域幼稚園及び保育園の園児の保護者の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 準備委員会は、必要があると認めるときは、第2条に規定する所掌事務の細部について検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、準備委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、準備委員会の委員以外の者で、専門的な知識を有するもの又はその他の関係者を部会員として指名することができる。

3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、当該部会に属する部会員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表するとともに、検討の結果を準備委員会に報告する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。